

今後の健康保険証について

2024/10/17

健康福祉部保険年金課

◆ マイナンバーカードと健康保険証の一体化

マイナンバー法等の一部改正法(公布日:令和5年6月9日) ⇒ 保険証の廃止

施行日は, 公布の日から1年6月以内の政令で定める日 ⇒ 令和6年12月2日

法施行日以降, 新規の保険証の発行停止

※発行済の保険証については, 改正法施行後1年間有効(先に有効期限が到来する場合は有効期間まで)

■「資格確認書」の仕組みの整備

- ・マイナンバーカードを保有していない等の理由により, オンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対して, 医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」の交付
- ・当分の間, マイナ保険証を保有しない全ての方へ申請によらず交付

■「資格情報のお知らせ通知」の交付

- ・マイナ保険証保有者が自身で簡易に確認できるように, 新規資格取得時や負担割合の変更(70歳以上等)時に交付

◆ 保険証の種類の変更

〈現行〉

種類	負担割合	有効期間
被保険者証(通常証)	2割または3割	1年
短期被保険者証	2割または3割	6か月
資格証明書	10割	1年



〈法施行日(12月2日)以降〉

種類	負担割合	有効期間
マイナ保険証	2割、3割又は10割	-
資格確認書	2割、3割又は10割	1年

※ 保険証廃止に伴い、保険料の滞納世帯に交付していた資格証明書も廃止となります。

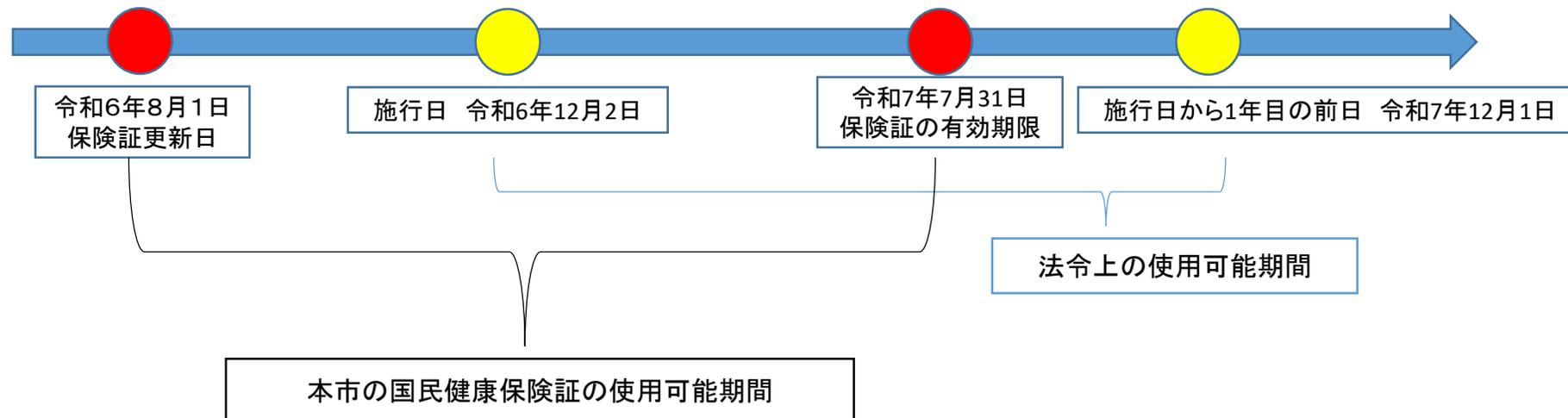
これにかわるものとして、事前に特別療養費に変更する旨の事前通知を送付した上で、マイナ保険証でのオンライン資格確認時に「特別療養」と表示されるように変更、また資格確認書も(特別療養)と追記し、窓口負担割合10割とわかる表示となります。

◆ 保険証廃止に伴う経過措置について

令和5年の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)(以下「改正法」)」による国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日をもって、現行の紙の保険証の発行が廃止となる。

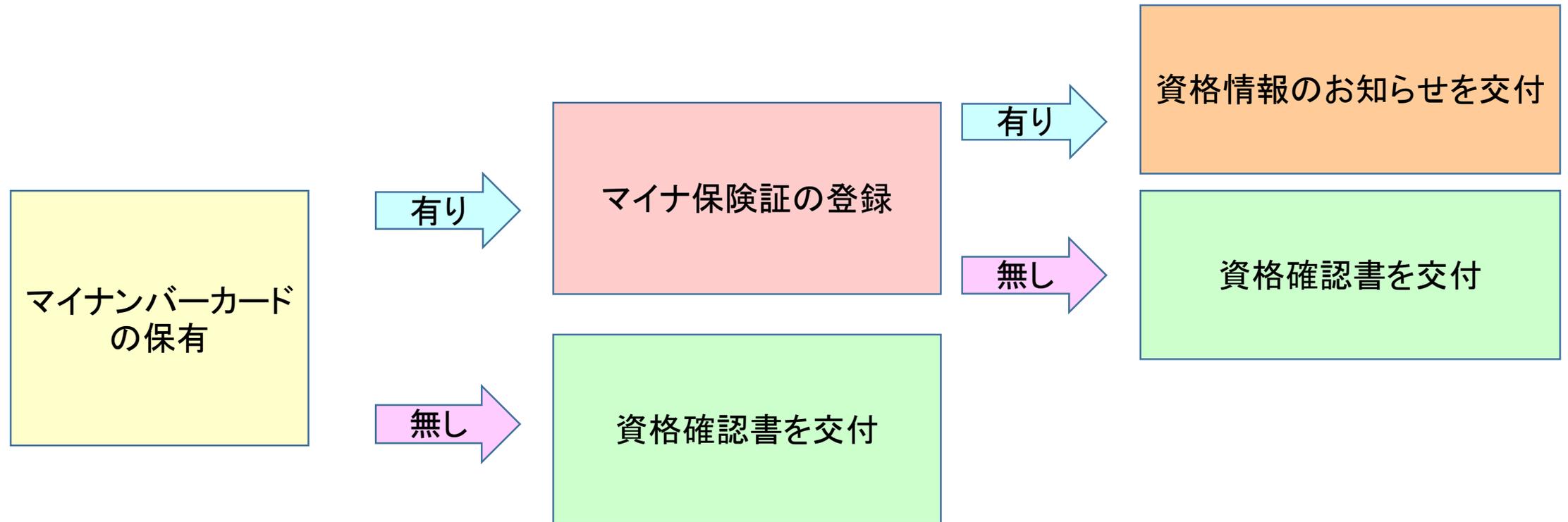
発行済みの国民健康保険証については、保険証廃止後1年間(有効期限が先に到来する場合は有効期間の間)、有効とみなす経過措置が設けられている。

本市の場合、令和6年8月1日更新の保険証の有効期限は、最長で令和7年7月31日となるため、現在交付済の保険証の使用期限は令和7年7月31日までとなる。



◆ 保険証廃止以降の取り扱いについて

令和6年12月2日以降、新規加入等により有効な保険証がない場合、マイナンバーカードを保有しているか、マイナンバーカードの保険証登録を行っているかにより、発行するものが異なる。



◆ 資格確認書・資格情報のお知らせについて

区分	資格確認書【別紙1参照】	資格情報のお知らせ【別紙2参照】
対象者	マイナ保険証未取得者	マイナ保険証取得者
有効期間	原則1年間	原則1年間(70歳以上の被保険者のみ記載)
様式	カード型	A4用紙
記載項目	被保険者氏名・性別・生年月日 被保険者記号番号・枝番 保険者番号・保険者名 適用開始年月日、交付年月日 負担割合・発効期日(70歳以上のみ) 有効期限、世帯主氏名、住所	被保険者記号番号・枝番、氏名、フリガナ 保険者番号・保険者名 負担割合、有効期限、発効期日(70歳以上のみ) 適用開始年月日、交付年月日 特別療養費の対象者である場合にはその旨 このお知らせのみでは医療機関等を受診できないこと スマートフォンを所有している場合は、マイナポータルにアクセスすることで、自身の被保険者資格情報を確認でき、また、当該情報をダウンロードできること (アクセスするためのQRコードを記載) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示することで受診可能であること。また、スマートフォンを所有していない方は、このお知らせをマイナ保険証とともに提示することで受診可能であること。
申請の有無	原則申請が必要。 ただし、当分の間はマイナ保険証を保有していない者には職権で交付する。 マイナ保険証の利用登録を解除した場合や紛失の場合は申請により交付。	新規資格取得時や負担割合の変更時に交付

◆ 本市の予定

令和6年8月1日 保険証一斉更新(有効期限:令和7年7月31日 一部例外有り)

令和6年12月2日 改正マイナンバー法施行による新規の保険証発行停止



この間に社会保険喪失や転入等により本市の国保資格を取得した場合、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付する。

令和7年7月31日 現行の保険証の有効期限到来

令和7年8月1日 マイナ保険証に移行、現行の保険証廃止

現行の保険証をお持ちの方には、7月中にマイナ保険証をお持ちでない場合、職権により資格確認書を交付する(当分の間)。
また、マイナ保険証をお持ちの場合は、資格情報のお知らせを交付する。

◆ 新規加入手続き時にマイナ保険証の利用登録状況が正確に把握できない場合の対応について

正確に把握できるまでの間、暫定的に資格確認書を交付する予定。

◆ 被保険者がマイナ保険証の登録解除を希望する場合の対応について

登録解除は、国において今年10月を目途に運用開始を検討。
解除した際には、保険診療が切れ目なく受けられるよう、資格確認書を発行する予定。

◆ マイナ保険証保有者への資格確認書の交付について

厚生労働省より、「介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な場合」は、申請により資格確認書を交付できるとされている。

◆福祉施設におけるマイナ保険証の取り扱いについて

『福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル』

国が、令和5年8月に策定。同年12月改訂。
同マニュアルには、以下の内容等が規定されている。

- 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード(顔認証マイナンバーカード)の 交付について
 1. 顔認証マイナンバーカードとは
 2. 顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス
 3. 顔認証マイナンバーカードの申請
 4. 健康保険証としての利用について
- マイナンバーカードの取得方法について
- 市区町村職員による出張申請受付について
 1. 施設等における出張申請受付
 2. 個人宅等に対する出張申請受付
- その他のサポートについて
 1. 申請時のサポート
 2. 交付時のサポート
- カードの取得に支援が必要な方に応じた留意事項
- マイナンバーカードの管理等について

《マイナンバーカードの取得支援》

本市戸籍住民課が出張申請受付等に対応中。

《施設等における資格確認書の管理方法》

- ①ご本人が管理する。
- ②現行保険証と同様に、施設等で管理することが可能。



別紙 1

別添 1 様式例：必須記載事項のみ（カード型）

（表 面）

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日					
国民健康保険	発効期日	年	月	日					
資格確認書									
記号	番号	(枝番)							
氏名	性別								
生年月日	年月日	負担割合	割						
適用開始年月日	年月日								
交付年月日	年月日								
世帯主氏名									
住所									
保険者番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
交付者名	印								

（裏 面）

備 考	<table border="1"><tr><td></td></tr></table>	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>		

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サウ タウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです